

令和5年度奥州市予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の動向

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）による強い下押し圧力を受けながらも、医療提供体制の強化やワクチン接種の加速など経済社会活動回復のための環境整備や、特にも厳しい影響を受けた方々や事業者に対する金融措置を含む万全の支援を行うことにより、ポストコロナの持続的な成長に向けた基盤整備を進めてきた。しかし、その中で生じたロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、国際商品・金融市場を始め世界経済の不確実性が大きく増すこととなった。

そのような中、国家・国民の安全を経済面から確保する観点から、経済活動の自由との両立を図りつつ、安全保障の確保に関する経済施策を総合的・効果的に推進する経済安全保障の強化とともに、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手し、食料自給率の向上を含めた食料安全保障の強化を図っていく。また、切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に対応し、社会の重要な機能を維持するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進し、災害に屈しない国土づくりを進めていく。

我が国における短期的な経済財政運営については、ウクライナ情勢に伴う原油・原材料、穀物等の国際価格の高騰や希少物資の供給懸念等に対する緊急対策を講ずることにより、コロナ禍で傷んでいる国民生活や経済への更なる打撃をできる限り抑制し、厳しい状況にある方々を全力で支援することで経済の腰折れを防ぎ、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとしていく一方、中長期の経済財政運営では、持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進し、これによる民間企業投資の喚起と継続的な所得上昇により成長力を高めつつ需要創出を促すとともに、今後の成長分野への労働移動を円滑に促していく。また、省エネ・脱炭素を通じた国内所得の海外流出の抑制や同じ価値観を共有する国々との協力関係の強化を通じて国内投資を喚起し、インバウンドの再生、農林水産物・食品や中小企業の輸出振興といった取組の強化、産業の構造変化を促すこととする。経済あつての財政であり、必要な財政支出は躊躇なく行い経済をしっかりと立て直したうえで、財政健全化に向けて取り組むとしている。

2 本市の現状と今後の見通し

令和4年度予算編成においては、当初予算を骨格予算として編成したことから肉付け予算として編成した6月補正予算後をもって現状を計るに、臨時財政対策債を含めた普通交付税の減少を見込む一方、これまでと同様、国・県支出金をはじめとする特定財源を確保しながら、財政調整基金の取崩しを極力抑制するよう編成してきたところである。しかし、肉付け予算後の財政調整基金の取崩額は約9.3億円となっており、奥州市総合計画（

以下「総合計画」という。)に基づく事業の予算化に伴い、普通建設事業費の財源として地方債を約49.2億円発行することによって、収支の均衡を図っているところである。

合併後18年目を迎える令和5年度以降においても、進行のスピードを早める人口減少、出口が見えない感染症の収束とその影響を受けた地域経済動向を色濃く反映する市税の不確実性への懸念や合併算定替終了後の普通交付税の減影響は一般財源の確保に影を落とす。一方、新過疎法が施行され、新たに衣川地域が指定されたことは財政面を捉えれば朗報といえるが、全市において引き続き施設の老朽化等に伴う普通建設事業も一定規模での実施が予定されることから、地域限定かつ県同意という一定の枠の下でしか活用できない過疎債、辺地債では、そのすべてに活用することはできない。将来において持続可能で災害に強い都市の構築を目指すとする立地適正化計画の策定後は、その区域内において国費活用を見込めるものの、現時点で計画内容は未定であり、結果、優先的に合併特例債（普通交付税算入率70%）を活用せざるを得ない状況である。加えて、合併特例債の発行限度額活用後においてはさらに交付税算入率が乏しい地方債を活用せざるを得ないことから、公債費（地方債償還）が財政を圧迫することが想定される。

歳出に関しては、今年度に見直しを図った長期財政見通しにおいて、令和5年度の普通建設事業費を総合計画実施計画の積み上げ方式とした上で約62億円程度と見込んでおり、これは令和3年度決算の2倍に迫るものである。また、令和4年度の公共施設等総合管理計画の見直しにより公共建築物分の維持・更新費は幾分圧縮される試算結果となったものの、そのすべてを財政見通しにおいて積み上げることは困難であるため、これらにかかる経費の更なる圧縮と財源確保が大きな課題となっている。先が見えない感染症に伴う地域経済の下振れリスクが内包する中、人件費においては令和2年度から始まった会計年度任用職員制度に加え令和5年度から始まる定年の引上げにより、扶助費においては周産期をはじめ医療費助成の対象拡大などにより、それぞれの経費の高止まりが見込まれることから、今後、人口減少に伴う財政規模の縮小が想定される中であって相対的に義務的経費が歳出においてますます大きな割合を占めていくこととなる。

これらの解決に向け、今年度見直しを図った長期財政見通しをベースとしつつ、総合計画実施計画及び第2次行政経営改革プランと整合を図りながら、高度化・多様化する行政需要に柔軟かつ迅速に対応が可能で、効果的で効率的な行政経営が行えるよう、持続可能な財政基盤の確立を図っていく必要がある、その不断の努力をもって奥州市の発展ある未来につなげていかなければならない。

3 予算編成の基本方針

令和5年度当初予算編成に当たっては、引き続き「協働のまちづくりの定着」と「行政経営改革の着実な推進」に努めることを基本として、各種計画に位置づけられた事業（公共建築物分の維持・更新計画を含む。）を確実に予算に盛り込むものとする。また、経常経費の抑制や将来負担の縮減を図るため、類似施設の統廃合や事務事業の整理合理化など

市全体を見渡したスケールメリットを追求し、安定的な財政運営の確立を目指すものとする。

このため、当初予算は、次に掲げる事項を基軸として編成することとし、職員一人ひとりが市の現状と将来見通しを十分に認識したうえで、その編成作業に取り組むものとする。

(1) 総合計画の推進

総合計画に登載している事業（市長直轄プロジェクトを含む。）については、行政評価における評価内容を十分に吟味し、その効果や手法等を再点検のうえ、事業費及び財源を精査し、最も効率的な手法により確実に実施すること。

(2) 協働による事業の推進

新規事業の構築や既存事業の見直しに当たっては、「協働のまちづくり」の理念に基づき、市民等の主体性を引き出し、産学官連携を模索するなど、その知恵や力を活かせる事業実施の方策を検討すること。

(3) 行政経営改革の推進

第2次行政経営改革プランに登載している実施項目については、計画性をもって予算要求を行い、予定年度にスムーズに実施できるよう取り組むこと。

(4) 財政健全化の推進

ア 歳入の確保

税、使用料等の可能な限りの収入確保に努めるとともに、未利用市有地の処分を進めるなど、自主財源の一層の確保に努めること。特に新たに立ち上げる事業については、国・県支出金の積極的な活用による特定財源の確保や、企業版ふるさと納税、クラウドファンディングといった新たな資金の調達に努めること。

イ 経常経費の縮減と歳出規模の抑制

適正な歳出規模による財政運営の実現を目指し、事務事業の減量・効率化、特に経常経費にあつては経費全般の縮減・節減に努めるなど、歳出規模の抑制を図ること。

ウ 選択と集中の徹底

既存の事務事業について、必要性、効果、手法の妥当性などの観点から聖域なく大胆な見直しを行い、優先度の高い施策・事業の重点化を積極的に推進するとともに、類似事業等の整理統合を進めること。新たに立ち上げる事業については、目的、費用対効果、その後にかかる維持費等の後年度負担を十分に検討した上で、予算要求を行うこと。

エ プライマリーバランスの黒字堅持

市債の新規借入を抑制し、市債残高の削減を図るため、プライマリーバランスの黒字を堅持すること。

オ 企業会計等の自立性・健全性の確保

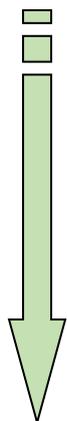
特別会計及び企業会計については、一般会計との負担区分を明確にし、一般会計からの繰出金等を最小限にとどめるよう、経営の一層の効率化及び健全性の確保に最大

限努めること。

4 予算編成方式について

各部課等が事業実施手法の見直し・精査に基づき主体的に予算を編成できるよう、引き続き部単位の『枠配分方式』により予算編成を行うこととする。

なお、令和5年度の予算要求に当たっては、「未来投資枠」として別途予算を確保し新規事業を推進していくこととしたため、総合計画実施計画の検証・見直しにより積極的に事業化を検討すること。



9月28日	① 令和5年度当初予算要求開始
10月14日	② 総合計画実施計画ローリングに係る報告期限
11月上旬	③ 総合計画実施計画ローリングの結果通知
11月14日	④ 令和5年度当初予算要求期限
	⑤ 全体調整、予算査定
12月中旬	⑥ 財務部長査定→仮内示
12月23日	⑦ 市長査定
1月中旬	⑧ 新年度予算案確定

<枠配分方式による予算編成の概要>

- 1 予算編成の基本方針に沿い、市として真に必要な事業のみを実施する。
- 2 政策経費において枠配分の対象事業とするものは、別紙「令和4年度総合計画実施計画の見直し（ローリング）に関する基本方針」に掲げる通常枠分とする。なお、枠配分額は、総額28億円とする。
- 3 経常経費において枠配分の対象事業とするものは、現下の原油価格高騰、物価高騰を勘案し、令和4年度当初予算においてのみ計上した特殊要因分を除く事業とし（令和4年度当初予算額－特殊要因分）、実質ゼロシーリングとする。なお、部ごとの枠配分額にあっては、光熱水費は令和4年度当初予算比20%程度の増（光熱水費を計上した所管施設数が減少する場合を除く。）とし、公債費、地方交付税配分金、行政事務組合負担金及び予備費を除き設定するものとする。
- 4 予算要求に当たっては、政策経費、経常経費とも各々に枠配分額を達成することを原則とするが、それにより難い事情が生じる場合は、別途ヒアリング等を通じ予算措置の適否について判断することとする。

令和4年度総合計画実施計画の見直し（ローリング）に関する基本方針

1 見直しの目的

実施計画は、総合計画における基本構想及び基本計画を実現するための具体的な事務事業を定めるものであり、市をとり巻く社会情勢や市民ニーズに適切かつ柔軟に対応させるとともに、優先度の高い事業の「選択と集中」を進めるため、見直しを行うものとする。

2 対象期間及び対象事業

(1) 対象期間

令和5年度から令和7年度までの3年間

(2) 対象事業

見直し対象事業（ここでの事業は、予算上の中事業を言う。）については、実施計画に登載している事業及び次に示す新規登載事業を基本とする。

ア 全ての政策経費にかかる事業

イ 経常経費で、単年度の計画額が100万円以上の事業

※1 特別会計又は企業会計における歳出事業も含める。

※2 一般会計から基金や特別会計等への繰出金に係る事業も含める。

※3 土地改良事業など既に実施予定はあるが、国、県の内示がなされていない事業も含める。

※4 一般職、特別職、議員等の人件費の支弁にかかる事業は除く。

3 見直しの手法

令和2年度当初予算編成から、実施計画を個別に査定する「1件査定方式」を、各部に一般財源ベースの配分額を示し、その範囲内で各部が調整する「枠配分方式」に変更した。実施計画の見直しについては、対象期間を翌年度以降の3年間としていることから、3年間分の配分額を示して各部で調整を行うが、昨年度は後期実施計画（令和4年度から令和8年度まで）の策定年度だったことから、5年間分の配分額を示して調整を図った。

今年度は、次に示す手法により、実施計画の見直しを行うものとする。

(1) 通常枠分

実施計画に登載している事業については、昨年度と同様に枠配分方式により調整し、別紙に示す配分額の範囲内で見直すものとする。

(2) 未来投資枠分

次に該当する事業については、1件査定方式により調整を行うものとする。

ア 寄り添う奥州プロジェクト事業

イ 新たな総合戦略事業（人口対策に資する戦略的・特徴的な事業）

ウ 短期又は中長期的に収入増加や経費節減、業務改善が見込める事業（ふるさと納税返礼品、照明器具のLED化工事、デジタル活用による業務効率化等）

※1 新規事業であっても、未来投資枠に該当しない事業は、通常枠で示す配分額の範囲内で調整するものとする。

※2 前記イに掲げる総合戦略事業は新規事業を基本とするが、既存事業であっても、新規性や発展性を含んだ見直しをする場合は、未来投資枠として取り扱えるものとする。

4 基本的な考え方

前記2の対象事業については、次に掲げる7項目を念頭に置き、事業の見直しに努め

るものとする。

(1) 行政経営改革プランとの整合、財政健全化の推進

市の行政経営改革プランとの整合を図ること。また、財政健全化の取組目標を達成するため、最少の経費で最大の効果を生むような事業構築を図るとともに、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなどの民間資金や国・県補助金、特別地方交付税等の特定財源を確保する方策について、積極的に検討すること。

(2) 戦略プロジェクト事業の推進

市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる4つの基本目標に資する事業及び「ILCまちづくりビジョン」の推進に資する事業について、新規事業の創出や既存事業の見直しを含めて積極的に検討すること。

(3) 指標による進捗管理

実施計画における指標は、施策の達成状況を客観的に把握するためのものであるため、成果指標と活動指標に分けて設定すること。

(4) 協働による事業構築

市が持つ資源には限りがあることから、企業等と連携し、それぞれが持つ資源・ノウハウを活かした事業構築を積極的に検討すること。

(5) デジタル技術の活用・DXの実現

国が示すデジタル社会のビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を踏まえ、IoTやAIの導入など、デジタル技術の活用について積極的に検討すること。

(6) 地方債及び公共施設の取扱い

地方債を活用する事業については、適債性等を事前に財政課と協議すること。また、公共施設の改築・大規模改修については、「公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画（再編計画・長寿命化計画）」の方針に基づいた事業構築を図るとともに、行政経営室と事前に協議すること。

(7) 定住自立圏構想の推進

定住自立圏構想の取組に対しては、広域で実施する事業の経費相当分が特別交付税措置されるほか、外部の専門性を有する人材の活用や病院・診療所の連携による地域医療の確保に対する財政措置も行われる。

当市では、平成27年度に北上市、金ヶ崎町及び西和賀町と連携協定を締結し、圏域の将来像のほか、具体的な取組み等について記載したビジョンを策定しているため、連携が可能な事業構築について、積極的に検討すること。

5 定期見直しと随時見直し

(1) 定期見直し

後記6のスケジュールにおいて、事業の見直しを行うものとする。

(2) 随時見直し

年度途中において、必要に応じ事業の見直しを行うものとする。

なお、随時見直しにおいても前記3で示す手法を基本とし、次に掲げる内容については、政策企画課やその他協議を要する課等と予め協議を行うものとする。

ア 新規に総合計画へ事業を登載する場合

イ 予め総合計画に登載している事業で、計画額を増額する場合

ウ 予め総合計画に登載している事業で、事業内容に変更が生じた場合

※1 新規事業の登載については、前記2の要件を満たすものとする。

※2 経常経費は、単年度の計画額が100万円以上のもので、新規に総合計画へ登載する事業のみ協議対象とする。